

診療費のお支払いにキャッシュレス決済が利用できます (令和7年2月から利用可能な決済ブランドが変わりました)

1. 利用可能なお支払い

- 入院、外来にかかる診療費
- 診断書等の諸証明にかかる費用
- 短期入所の利用者負担金

※上記の支払いであっても、納入通知（納付）書（右の用紙）でのお支払いはキャッシュレス決済を利用できません。

3. 利用可能な決済ブランド

- クレジットカード
VISA、Mastercard、JCB、AMERICANEXPRESS、DinersClub
- 電子マネー
QUICPay
- コード決済
d払い、楽天Pay、PayPay、SmartCode（メルペイ、au Pay、ゆうちょPay、銀行Pay、K PLUS、atone、pring、FamiPay、EPOS PAY、ANAPay Payどん、LuVit Pay、JALPay、BNPJPay、GLN Payment 等）

2. 利用不可のお支払い

- 納入通知（納付）書（下記の用紙）でのお支払いは現金決済のみとなります。

The image shows two forms side-by-side. The left form is titled '愛知県 領収済通知書' (Aichi Prefecture Receipt Confirmation) and the right form is '愛知県 納入通知(納付)書' (Aichi Prefecture Payment Notice). Both forms contain fields for patient name, insurance type, and payment details. The receipt form has a '領収済' (Paid) stamp, and the payment notice form has a '納入済' (Paid) stamp. Both forms are from the Aichi Prefecture Medical Education Center.

4. 注意事項

- お支払方法は、1回払いのみです。（クレジットによる割賦払い、現金併用等はできません。）
- 入金（チャージ）はできません。
- 短期入所の利用者負担金をキャッシュレス決済でお支払いいただいた場合は領収書の発行はいたしません。（キャッシュレス決済の「お客様控え」をお渡しいたします。）領収書が必要な場合は、現金でお支払いください。
- 時間外（夜間、早朝、土日祝日、年末年始等）でのお支払いについては、キャッシュレス決済をご利用いただけません。